

○内閣府令第十四号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。